

国立大学法人九州大学特定有期教員（無期転換者）就業規則

平成24年度九大就規第36号
施行：平成25年4月1日
最終改正：令和5年9月29日
(令和5年度九大就規第17号)

(趣旨)

第1条 この規則は、特定有期教員（無期転換者）の勤務条件、服務規律その他の就業に関する基本的事項について、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「特定有期教員（無期転換者）」とは、特定有期教員であった者のうち、就業通則第2条第3項の規定に基づき、無期労働契約に転換した職員をいう。

(職種及び職務)

第3条 特定有期教員（無期転換者）の職種は、全学管理教員（無期転換者）、特定プロジェクト教員（無期転換者）、寄附講座教員（無期転換者）及び寄附研究部門教員（無期転換者）（当該寄附講座及び寄附研究部門に係る寄附金により雇用される者をいう。以下同じ。）、共同研究部門教員（無期転換者）（当該研究部門に係る研究経費により雇用される者をいう。以下同じ。）、卓越研究員制教員（無期転換者）並びに稲盛フロンティアプログラム教員（無期転換者）とする。

2 特定有期教員（無期転換者）の職務は、職種に応じてそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 全学管理教員（無期転換者） 全学的な対応が必要なものとして本学が認める業務
- (2) 特定プロジェクト教員（無期転換者） 特定の目的のための教育研究業務
- (3) 寄附講座教員（無期転換者） 寄附講座の教育研究業務
- (4) 寄附研究部門教員（無期転換者） 寄附研究部門の教育研究業務
- (5) 共同研究部門教員（無期転換者） 共同研究部門の研究業務
- (6) 卓越研究員制教員（無期転換者） 卓越研究員制教員育成計画に基づく教育研究業務
- (7) 稲盛フロンティアプログラム教員（無期転換者） 稲盛フロンティアプログラムに基づく教育研究業務

(退職)

第4条 特定有期教員（無期転換者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、特定有期教員（無期転換者）としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認された場合
- (2) 就業通則第15条第2項に規定する日に至った場合
- (3) 有期教員就業規則第5条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しない場合
- (4) 本人が死亡した場合又は行方不明となり家族が同意した場合
- (5) 業務上の事由による傷病の療養給付が傷病補償年金に移行した場合
- (6) その他退職事由が発生した場合

(特定有期教員就業規則の準用)

第5条 特定有期教員（無期転換者）の年度一時金については、国立大学法人九州大学特定有期教員就業規則（平成18年度九大就規第14号）第5条の規定を準用する。この場合において、「全学管理教員」とあるのは「全学管理教員（無期転換者）」と読み替えるものとする。

(有期教員就業規則の準用)

第6条 特定有期教員（無期転換者）の休職、休職の期間、病気休職の手続、休職中の給与及び有期教員の意に反する休職の場合については、国立大学法人九州大学有期教員就業規則（平成16年度九大就規第3号）第4条から第7条の規定を準用する。この場合において、「有期教員」とあるのは「特定有期教員（無期転換者）」と読み替えるものとする。

(特定プロジェクト教員等給与規程の準用)

第7条 特定プロジェクト教員（無期転換者）、寄附講座教員（無期転換者）及び寄附研究部門教員（無期転換者）、共同研究部門教員（無期転換者）、卓越研究員制教員（無期転換者）並びに稲盛フロンティアプログラム教員（無期転換者）（以下「特定プロジェクト教員（無期転換者）等」という。）の給与については、国立大学法人九州大学特定プロジェクト教員等給与規程（平成27年度九大就規第7号）を準用する。この場合において、「特定プロジェクト教員等」とあるのは、「特定プロジェクト教員（無期転換者）等」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大就規第5号）

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大就規第7号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大就規第21号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大就規第17号）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。